4　老齢厚生年金の受給権者は、第一項の申請（老齢厚生年金の年金証書を滅失したことによるものに限る。）をした後、滅失した老齢厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第四十一条　法第九十八条第四項の規定による老齢厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一　氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2～6　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第四十二条　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

3・4　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～七　（略）

七の二　配偶者があるときは、配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八・九　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

八の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九・十　（略）

3・4　（略）

4　老齢厚生年金の受給権者は、第一項の申請をした後、滅失した老齢厚生年金の年金証書を発見したときは、速やかに、これを機構に返納しなければならない。

5　（略）

（死亡の届出）

第四十一条　法第九十八条第四項の規定による老齢厚生年金の受給権者の死亡の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出することによつて行うものとする。

一　届出者の氏名及び住所並びに届出者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三・四　（略）

2～6　（略）

（未支給の保険給付の請求）

第四十二条　老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合（次項に規定する場合を除く。）において、法第三十七条の規定による未支給の保険給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と受給権者との身分関係

二　（略）

二の二　受給権者の基礎年金番号

三～六　（略）

2　（略）

3・4　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一　請求者の生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～七　（略）

七の二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号

八・九　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

八の二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

九・十　（略）

3・4　（略）